

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年12月18日

金 曜 日

第 3996 号

目 次

告 示

- 指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可
- 保安林の指定施業要件の変更予定 4
- 土地改良区の定款変更の認可 8

公営企業公告

- 県有財産の貸付に係る一般競争入札の実施

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第482号

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成27年12月18日

富山県知事 石 井 隆 一

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更後の業務を行う事務所の所在地	変更前の業務を行う事務所の所在地	変更しようとする年月日
株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号、宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号、福島県郡山市中町11番 5 号、埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号、千葉県船橋市葛飾町二丁目 402番地 3、神奈川県	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号、宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号、福島県郡山市中町11番 5 号、埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号、神奈川県横浜市西	平成28年 1 月 15日

横浜市西区北幸二丁目 3 番 19 号、長野県長野市南県町 1082 番地、愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号、島根県松江市中原町 6 番地、岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号、広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号、愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号、福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号、佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 9 番 38 号、長崎県長崎市万才町 3 番 4 号、宮崎県宮崎市川原町 5 番 10 号、鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号及び沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号	区北幸二丁目 3 番 19 号、長野県長野市南県町 1082 番地、愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号、島根県松江市中原町 6 番地、岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号、広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号、愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号、佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 9 番 38 号、長崎県長崎市万才町 3 番 4 号、宮崎県宮崎市川原町 5 番 10 号、鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号及び沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号
---	---

(建築住宅課)

富山県告示第 483 号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成 27 年 12 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	平成 27 年 12 月 10 日	1650100280	株式会社 L E A T	富山市上赤江町二丁目 4 番 38 号	さくらんぼ	富山市上赤江町二丁目 4 番 38 号

富山県告示第 484 号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月18日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
富山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大山都市計画下水道事業
富山公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和55年3月6日から
平成33年3月31日まで

富山県告示第485号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月18日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
富山市
-

2 都市計画事業の種類及び名称

大沢野都市計画下水道事業

富山公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和61年12月2日から

平成32年3月31日まで

富山県告示第486号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年12月18日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市中地山字マサ割5の1から5の20まで、6の1から6の11まで、7の1から7の20まで、19（次の図に示す部分に限る。）、八尾町切詰字東瀬戸13の1、字大谷6の3（次の図に示す部分に限る。）、6の6、6の8、字鍋谷7の1、7の4、字忍谷8の3、字喜右エ門谷9の2、9の4、字深谷10の2、字水上谷11の9、11の10・11の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、榎ヶ原字滝又山割1から5まで、7の1、7の2、8、10、13から18まで、21から23まで、24の2、25、26、27・28（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、

29から35まで、36の1、37から41まで、42（次の図に示す部分に限る。）、45から57まで、59（次の図に示す部分に限る。）、61の1、61の2、62（次の図に示す部分に限る。）、63、64・66の1・66の2・67から70まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、71、72、73（次の図に示す部分に限る。）、74から98まで、99の2から99の12まで、99の13から99の18まで・100の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、100の2、100の3・100の4・100の6から100の8まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、100の9、100の10、100の11（次の図に示す部分に限る。）、100の12から100の17まで、100の19から100の22まで、100の23・100の24（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、100の25、100の26・100の27（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、100の28、100の29・100の30（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、100の31、100の32（次の図に示す部分に限る。）、100の33、100の34から100の36まで・101の1から101の3まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、101の4から101の8まで、101の9から101の13まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、101の14、101の16から101の18まで、101の19から101の21まで・102の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、102の2から102の5まで、102の7から102の23まで、102の25から102の33まで、103の1から103の22まで、103の24から103の33まで、104の1から104の9まで、104の12から104の18まで、105の1から105の3まで、105の5から105の11まで、砂見字西山割13、14の3、17、25、26、27の1、28、30の1、31、32、34の1、34の2、35の2、36から38まで、39の2、39の3、40の1、40の3、41の1、41の2、42、43の1、43の2、43の4から43の10まで、44の2、45、46、48、49、51から57まで、宇東山割31、34、39、41の2、44から53まで、54の1、54の2、55、56、庵谷字大谷5の1から5の6まで、6の1、6の2、7の1、10の5、10の6・11の1から11の4（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、11の5から11の8まで、11の12から11の17まで、11の18（次の図に示す部分に限る。）、11の19、12の1・12の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、13の3、13の5から13の11まで、13の12・13の13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、13の14から13の26まで、14の3から14の5まで、14の8から14の

14まで、15の1、15の3、17の6、17の7・17の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、19の12、19の13（次の図に示す部分に限る。）、19の14から19の17まで、19の20から19の22まで、21の10から21の12まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、21の13、21の14（次の図に示す部分に限る。）、21の15、21の16、21の17（次の図に示す部分に限る。）、21の18、21の20、21の21、22の1、22の4（次の図に示す部分に限る。）、22の13から22の16まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、22の17、22の18、猪谷字中ノ谷1の1から1の4まで、1の7、小坂字北谷割1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

第 2

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市小原字金木割1の1から1の9まで、2の1から2の10まで、宇堀切割2の1、2の2、中地山字マサ割23（次の図に示す部分に限る。）、猪谷字中ノ谷1の21、山田数納字妙巖58の1（次の図に示す部分に限る。）、68から72まで、73の1から73の4まで、73の7から73の16まで、76、77、78・79の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、79の3、79の8、80の1（次の図に示す部分に限る。）、80の5、81、水須字上道掛割1の1、1の2、2の

1、3の1、4の1、5、6、字大萱谷割13、14、17の1、17の3、字西荒下竹平1、3から23まで、字中尾根噌1から20まで、22、字林高割3、字下道掛割8、9、10の1から10の3、字桑平割3の1、4、山田鍋谷字北平38の11から38の13まで、38の18、38の19、38の21、38の22、38の25、38の26、38の28、39の4から39の7まで、39の9から39の11まで、39の15、39の17、39の20から39の27まで、39の29、39の30、39の32、39の37、39の39、39の41、39の43、39の47、39の49、39の50、40の1から40の17まで、40の23から40の26まで、40の39、40の41、40の42、41の1、41の2、41の4から41の8まで、41の11、41の14、41の15、42の1、42の2、42の6、44の12から44の17まで、44の20、44の22、44の25、44の29、45の1から45の9まで、字赤松平99の1から99の4まで、99の16、100の3、101の2、101の4、101の6、105の1から105の3まで、105の7、105の9、山田居舟字赤松平89の2、91の3、92、126、128の3、128の4、134の1から134の3まで、135、136の1から136の3まで、136の6から136の8まで、136の10から136の12まで、136の14、136の16から136の18まで、字赤松1693の2、1703、1704の1、1705から1707まで、1708の1、1709の1、1710の1、1711の1、山田高清水字屋ツ畑2から4まで、小見亀谷入会字入会山割8の1、砂見字東山割26、27、28の5、小坂字水上谷割53の甲、53の乙

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第487号

土地改良区の定款変更の認可について

砺波市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成27年12月 9 日認可した。

平成27年12月18日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

県有財産の貸付に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の貸付について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成27年12月18日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

1 入札に付する事項**(1) 入札に付する物件**

所在地	面積（実測）	地目	予定価格 （税込）	入札保証金
富山県富山市新桜町1-1、 1-2	3,229.63平方 メートル	宅地	25,319,000円	2,531,900円

備考 予定価格とは、あらかじめ富山県企業局（以下、「企業局」という。）が定めた最低貸付料年額をいう。

(2) 貸付期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで（1年間）

その後は、平成31年 3 月31日を限度として、企業局と借受者の合意により 1 年毎に貸付期間を更新可能です。

なお、貸付期間の途中で借受者より契約を解除することはできません。また、貸付期間の途中で借受者の駐車場運営に配慮して企業局が契約を解除することはありません。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、この入札に参加することはできません。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに規定する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者

なお、(2)については、お問い合わせください。

3 入札説明書、入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時 平成27年12月18日（金）から平成28年1月15日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から平成28年1月3日までの日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 場所 富山県富山市安住町 2 番14号北日本スクエア北館10F
富山県企業局経営管理課
電話番号 076-444-2139（直通）

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする方は、平成28年1月15日（金）までに、入札説明書に定める申込書及び添付書類を、企業局経営管理課へ持参されるか、又は簡易書留でお申し込みください（簡易書留は、締切期限の消印有効です。）。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成28年1月29日（金）午前10時30分

(2) 場所 富山県富山市安住町 2 番14号

北日本スクエア北館 9 F 企業局 5 号会議室

(3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付けます。

6 入札保証金

入札に参加しようとする方は必ず、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により前記 1 の表に掲げる入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなけれ

ばなりません。

7 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した方を落札者とします。

8 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の締結

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は算入しません。）に契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、企業局に帰属します。

10 用途の制限

落札者は、貸付物件を有料貸駐車場として運営・管理しなければなりません。

11 質問受付

質問は、平成28年1月7日（木）午後5時までにFAXで提出してください。原則として電話での質問は受け付けません。

質問への回答はまとめて企業局ホームページに平成28年1月13日（水）に公開します。入札参加者は、企業局の質問への回答を了承したものとします。

なお、貸付対象物件に存置する構造物等に関する質問の際は、必ず該当する部分の写真を添付してください。

FAX：076-444-2154

12 その他

今回の入札結果を含めた契約内容について、企業局は、落札者の同意を得たうえで公表できるものとします（ただし、個人に関する情報を除く。）。

13 問い合わせ先

富山県富山市安住町2番14号

富山県企業局経営管理課管財係

電話番号 076-444-2139（直通）